

海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令案の概要

令和7年10月

環境省大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室

1. 背景

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第59号。以下「改正法」という。）は、令和7年6月に成立し、公布された。

この改正法において、環境省が海洋環境等の保全の観点からの調査を実施する仕組み等を導入した。

改正法について、令和8年度に施行を予定しているところ、これらの規定の施行に向けた所要の規定の整備等を行うため、促進区域（領海及び内水）の指定等の際に、環境省が海洋環境等の保全の観点から作成する海洋環境等調査方法書に関して、「海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令」を制定することとする。

2. 概要

次の①～⑦に掲げる事項について規定する。

- ① 海洋環境等調査方法書の記載事項（省令第1条）
- ② 海洋環境等調査方法書の案についての公告の方法（省令第2条）
- ③ 海洋環境等調査方法書の案について公告する事項（省令第3条）
- ④ 海洋環境等調査方法書の案の公表（省令第4条）
- ⑤ 説明会の開催（省令第5条）
- ⑥ 海洋環境等調査方法書の案についての意見書の提出（省令第6条）
- ⑦ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域（省令第7条）

3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和8年4月1日（水）（改正法の施行日）（P）